

佐賀市地場産品支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市地場産品の振興及び企業等の経営基盤の強化に資するため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、以下の各号のいずれかに該当するもののうち、市内に本社又は主たる事業所を有する単独の中小企業者、個人事業者又はその2者以上のものが構成した団体等とする。

- (1) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項及び中小企業支援法施行令（昭和38年政令第334号）第1条の表中第2号に規定する中小企業者
- (2) 佐賀県指定伝統的地場産品の生産者

2 補助対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当するものであってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員ではなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(補助対象事業及び補助率等)

第3条 補助対象事業は、次に掲げる事業区分によるものとし、それぞれの内容、補助率及び補助金の上限額は別表第1に定めるとおりとする。

- (1) 需要開拓事業
- (2) 新商品等開発事業
- (3) 知的財産権取得事業

2 国又は地方公共団体若しくは民間団体から、委託事業の受託又は事業に対する助成金等の交付決定を受けているとき、補助事業とすることはできない。

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第2のとおりとする。

- 2 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助対象経費は補助金の交付の決定を受けた日から当該年度の末日までに支出を完了するものでなければならない。ただし、知的財産権取得事業において、交付決定日前に支出した経費はこの限りではない。

(補助事業の交付申請)

第5条 補助対象者は、佐賀市地場産品支援事業費補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書(様式第2号)
 - (2) 需要開拓事業及び新商品等開発事業に取り組む場合、需要開拓・新商品等開発事業計画書(様式第3号)
 - (3) 知的財産権取得事業に取り組む場合、知的財産権取得事業計画書(様式第4号)
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 知的財産権取得事業に取り組む補助対象者は、特許出願、特許出願審査の請求、商標登録出願及び意匠登録出願ごとに、特許にあっては出願の日又は出願審査請求の日から、商標にあっては登録出願の日から、意匠にあっては登録出願の日から1年以内に市長に申請しなければならない。
- 3 補助金の交付は、同一の補助対象事業者につき1会計年度において、1回とする。

(補助事業の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査等により、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付した条件を佐賀市地場産品支援事業費補助金交付決定通知書(様式第5号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第7条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、佐賀市地場産品支援事業費補助金交付変更申請書(様式第6号。以下「変更申請書」という。)に第5条に規定されている書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する予算を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 前項に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象経費の額が10パーセント以内の変更であり、かつ、補助金が減額になるとき。
- (2) 補助事業の内容のうち、目的及び効果に影響しない程度の事業計画の細部を変更するとき。
- (3) 補助金の交付決定金額に変更が無いとき。
- (4) その他市長が軽微な変更と認められるもの。

3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けなければならない。

4 市長は、第1項の変更申請書の提出があったとき又は前項の報告があったときは、佐賀市地場産品支援事業費補助金交付変更通知書（様式第7号）により交付決定の内容を変更することができる。

（実績報告）

第8条 補助対象事業者は、補助事業の完了日から30日を経過した日または補助年度の3月末日のいずれか早い日までに、佐賀市地場産品支援事業費補助金実績報告書（様式第8号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業報告書（様式第9号）
- (2) 需要開拓事業及び新商品等開発事業に取り組む場合、需要開拓・新商品等開発事業報告書（様式第10号）
- (3) 知的財産取得事業に取り組む場合、知的財産取得事業報告書（様式第11号）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、補助金の額を確定した時は、佐賀市地場産品支援事業費補助金額確定通知書（様式第12号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、佐賀市地場産品支援事業費補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（関係書類の整備）

第11条 補助対象者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間これらを保管しなければならない。

（報告の徴収）

第12条 市長は必要があると認められるときは、補助対象者に対し補助事業実施後の

成果について報告を求めることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月18日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1

事業区分	補助対象事業の内容	補助率	補助上限額
需要開拓事業	販路開拓、販路拠点拡充のための取り組み（ホームページ等の作成、ECサイトの構築、モール型ECサイトへの出店等）	補助対象経費の 2分の1以内	15万円
新商品等開発事業	地域の特性等を生かした新商品の開発及び宣伝のための取り組み（広報誌への掲載、ポスター、パンフレット等の作成等）		
知的財産権取得事業	特許法（昭和34年法律第121号）に定める特許権、商標法（昭和34年法律第127号）に定める商標権又は、意匠法（昭和34年法律第125号）に定める意匠権の取得		特許を取得する場合 10万円 ただし、国際出願の場合 15万円
		商標を取得する場合 5万円	
		意匠を取得する場合 10万円	

別表第2

事業区分	経費区分	内容
需要開拓事業	委託費	事業の一部を専門機関等に委託する経費
	掲載料	モール型ECサイトへの出店に要する経費（ランニングコストは除く。）
	広告宣伝費	広告宣伝に要する経費
	その他	その他市長が必要と認める経費
新商品等開発事業	委託費	事業の一部を専門機関等に委託する経費
	コンサルティング料	新商品開発にあたってコンサルティングを受けた場合に支払われる経費
	機器使用料	機器等のリース料として支払われる経費
	原材料費	新商品開発のための原材料購入に要する経費
	広告宣伝費	広告宣伝に要する経費
	その他	その他市長が必要と認める経費
知的財産権取得事業	特許出願料	特許出願に係る手数料
	特許出願審査請求料	特許出願審査請求に係る手数料
	商標登録出願料	商標登録出願に係る手数料
	意匠登録出願料	意匠登録出願に係る手数料
	弁理士報酬	上記に係る手続を弁理士（特許業務法人を含む。）に依頼した場合の弁理士報酬
	その他	その他市長が必要と認める経費

（備考）次に掲げる経費は補助対象外経費とする。

- (1) 消費税額及び地方消費税額
- (2) 金融機関等への振込手数料
- (3) その他、公的資金の用途として、社会通念上、不適切と判断されるもの

様式第 1 号（第 5 条関係）

佐賀市地場産品支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）佐賀市長

申請者 住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

佐賀市地場産品支援事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助事業の名称	
補助事業の目的及び内容			
補助事業の経費所要額		円	
交付申請金額		円	
確認事項		<input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体若しくは民間団体から、委託事業の受託又は事業に対する助成金等の交付決定を受けていません。 <input type="checkbox"/> 佐賀市地場産品支援事業費補助金交付要綱第 2 条第 2 項の各号に該当しません。	
補助事業の完了予定年月日、若しくは出願、請求の年月日		年 月 日	
添付書類		<ul style="list-style-type: none">補助事業計画書市長が必要と認める書類	

補助事業計画書

補助対象者の概要

法人の名称及び 代表者名			
所在地	〒		
電話番号		F A X 番号	
メール アドレス			
資本金又 は出資金		従業員数	人
業 種		創業年月	年 月
主要製品等			
年間売上高	円	担当者 職氏名	
現在の販路及び 取引先等			

需要開拓・新商品等開発事業計画書

1 事業概要

事業名称	
事業内容	

2 収支予算

収入の部（資金調達の内訳）

単位：円

市からの補助金	円
借入金	円
自己資金	円
合計	円

支出の部（経費配分）

単位：円

経費区分	積算明細	補助事業に 要する全経費	補助対象 経費	補助金交 付申請額	備考
需要開 拓・新 商品 等 開 発 事 業	委託費	円	円		
	広告宣伝 費	円	円		
	掲載料	円	円		
	コンサルテ ィング料	円	円		
	機器使用 料	円	円		
	原材 料費	円	円		
	消耗 品費	円	円		
その他	円	円			
合計		円	円	円	

※ 積算根拠となる書類（見積書等）は別添のとおり。

年 月 日

知的財産権取得事業計画書

1 知的財産権の概要

知的財産権名称	特 許 権 ・ 商 標 権 ・ 意 匠 権	
書類名	特許権	特許出願 ・ 審査請求
	商標権	商標登録出願
	意匠権	意匠登録出願
出願名称		
発明・考案等の概要		

2 経費の内訳

収入の部（資金調達の内訳）

市からの補助金	円
借入金	円
自己資金	円
合計	円

支出の部（経費配分）

経費区分	補助事業に要する全経費	備考
特許出願/商標登録出願/意匠登録出願に係る手数料	円	
特許審査請求に係る手数料	円	
弁理士報酬	円	
（源泉徴収額等）	円	
合計	円	

補助対象経費	円	補助金交付申請額	円
--------	---	----------	---

第 号
年 月 日

佐賀市地場産品支援事業費補助金交付決定通知書

様

佐賀市長



年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、佐賀市地場産品支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助事業 の名称	
補助事業の目的及び内容			
交付決定金額		円	
交付条件		<ul style="list-style-type: none">・ 佐賀市補助金等交付規則及び佐賀市地場産品支援事業費補助金交付要綱の規定に従うこと。・ 補助事業を変更する場合は、市長の承認を受けること。・ 補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保管すること。	

様式第6号（第7条関係）

佐賀市地場産品支援事業費補助金交付変更申請書

年 月 日

（あて先）佐賀市長

申請者 住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業について、佐賀市地場産品支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助事業の名称	
補助事業の変更の内容			
変更の理由			
補助事業の変更後の経費所要額			円
変更後の交付申請額			円
変更の年月日	年 月 日（予定）		
添付書類	・ 変更後の事業計画書 ・ 市長が必要と認める書類		

第 号
年 月 日

佐賀市地場産品支援事業費補助金交付変更通知書

様

佐賀市長



年 月 日付けで申請又は報告のあった補助金の交付決定内容については、次のとおり決定したので、佐賀市地場産品支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次の通り変更したので通知します。

補 助 年 度	年度	補助事業の 名称	
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容			
変 更 後 の 交 付 決 定 金 額			円
変 更 後 の 交 付 条 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐賀市補助金等交付規則及び佐賀市地場産品支援事業費補助金交付要綱の規定に従うこと。 ・ 補助事業を変更する場合は、市長の承認を受けること。 ・ 補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保管すること。 		
変 更 の 理 由			

様式第8号（第8条関係）

佐賀市地場産品支援事業費補助金実績報告書

年 月 日

（あて先）佐賀市長

申請者 住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業等の実績について、佐賀市地場産品支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

補助年度	年度	補助事業の名称	
補助事業の完了年月日	年 月 日		
補助金の交付決定金額			円
補助金の既交付金額			円
補助事業の経費精算額のうち補助対象金額			円
添付書類	・ 補助事業報告書 ・ 市長が必要と認める書類		

年 月 日

補助事業報告書

補助対象者の概要

法人の名称 及び 代表者名			
所在地	〒		
電話番号		F A X 番号	
メール アドレス			
資本金又 は出資金	円	従業員数	人
業 種		創業年月	年 月
主要製品等			
年間売上高	円	担当者 職氏名	
事業実施に よる成果			

様式第10号（第8条関係）

年 月 日

需要開拓・新商品等開発事業報告書

1 事業概要

事業名	
事業報告	

2 収支予算

収入の部（資金調達の内訳）

単位：円

市からの補助金		円
借入金		円
自己資金		円
合計		円

支出の部（経費配分）

単位：円

経費区分		補助事業に要する全経費	支払先	補助対象経費	補助金交付申請額	備考
需要開拓・新商品等開発事業	委託費	円		円		
	広告宣伝費	円		円		
	掲載料	円		円		
	コンサルティング料	円		円		
	機器使用料	円		円		
	原材料費	円		円		
	消耗品費	円		円		
合計		円		円	円	

※ 支払を証明する書類（領収書等）は別添のとおり

年 月 日

知的財産権取得事業報告書

1 知的財産権の概要

知的財産権名称	特許権 ・ 商標権 ・ 意匠権	
書類名	特許権	特許出願 ・ 審査請求 (出願の場合、審査請求予定： 年 月頃)
	商標権	商標登録出願
	意匠権	意匠登録出願
出願名称		
発明・考案等の概要		

※出願・審査請求したことを証明できる書類は別添のとおり

2 経費の内訳

収入の部（資金調達の内訳）

市からの補助金	円
借入金	円
自己資金	円
合計	円

支出の部（経費配分）

経費区分	補助事業に要する全経費	備考
特許出願/商標登録出願/意匠登録出願に係る手数料	円	
特許審査請求に係る手数料	円	
弁理士報酬	円	
(源泉徴収税額等)	円	
合計	円	

※支払を証明する書類は別添のとおり

補助対象経費	円	補助金交付申請額	円
--------	---	----------	---

様式第12号（9条関係）

年 月 日

佐賀市地場産品支援事業費補助金確定通知書

様

佐賀市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金等の額を確定したので、佐賀市地場産品支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助事業の 名称	
補助金の交付決定金額			円
補助事業の経費精算額 のうち補助対象金額			円
補助金の交付確定金額			円

様式第13号（第10条関係）

佐賀市地場産品支援事業費補助金交付請求書

年 月 日

（あて先）佐賀市長

申請者 住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

佐賀市地場産品支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

補助年度	年度	補助事業の名称	
補助金の交付決定金額			円
補助金の交付確定金額			円
補助金の既交付金額			円
交付請求金額			円
振 込 先	金融機関名	銀行 信金 農協 漁協 信組 店	
	口座番号	当座・普通	
	(フリガナ)		
	口座名義人		